

養殖業成長産業化提案公募型実証事業の手引き

令和6年5月7日

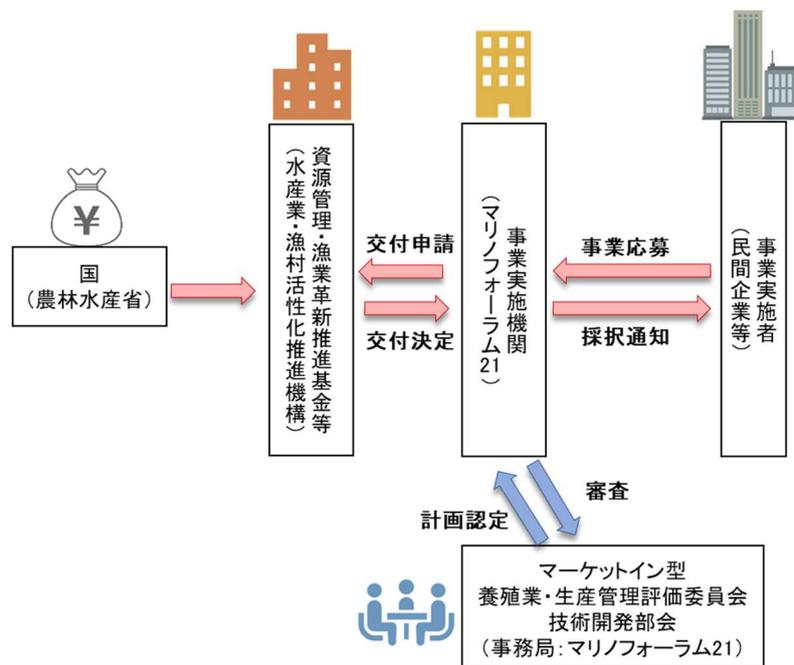
一般社団法人 マリノフォーラム21

1. 事業の目的と概要

国が進める養殖業成長産業化を実現するため、養殖業における生産性向上又は収益性向上のための技術開発・実証に取り組む養殖業の成長産業化を実現するための研究開発のテーマに沿った専門的な知識を持つ組織・団体等に対して、助成金を交付して養殖業技術開発の支援をする事業です。

2. 事業の内容

○事業の仕組み



○支援内容

養殖業成長産業化のために必要な経費支援

⇒ 1/2 まで助成 (上限額5,000万円)

○支援の対象期間

令和9年3月31日まで

- 認定される個別の事業実施期間は、1事業期間以内とします。
- 事業期間とは、技術開発・実証までの期間とします。ただし、3年を超えて事業を実施することはできません。

○事業対象者

- 民間企業、一般若しくは公益法人、NPO法人、協同組合養殖経営体又は養殖経営グループ
- 大学及び大学共同利用機関
- 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人
- 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

○対象研究開発分野

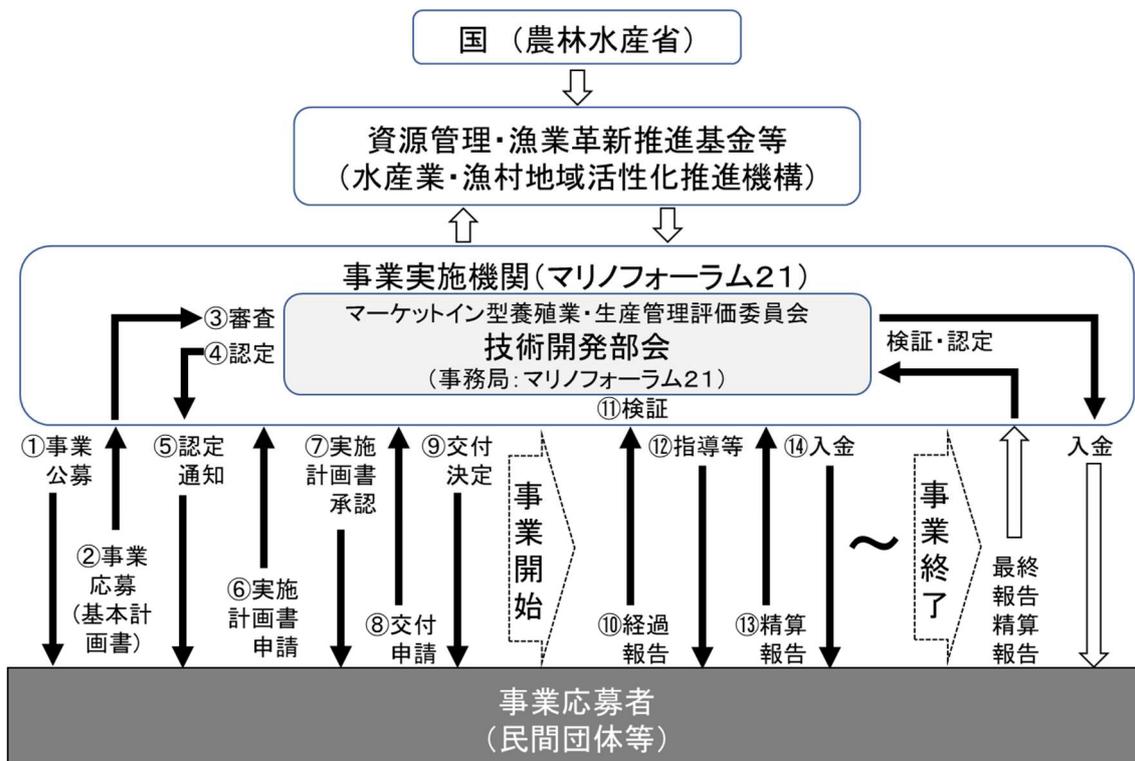
- ① 養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発
- ② 気候変動等漁場環境変化に対応できる生産技術開発
- ③ スマート水産業の推進に関する技術開発
- ④ 新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発
- ⑤ 養殖水産物の疾病関連対策に関する技術開発
- ⑥ 配合飼料等の水産資材に関する技術開発

○事業に取り組むための条件(認定要件)

「事業基本計画書」を作成し、マーケットイン型養殖業・生産管理評価委員会技術開発部会(以下「技術開発部会」という。)で認定を受けると、事業に取り組むことができます。

その後、年度毎に必要な報告書類を提出する必要があります。

3. 手続きの流れ



事業を実施するためには、「事業基本計画書」を作成し、技術開発部会の認定を受ける必要があります。

(1) 事業基本計画書の作成

事業実施者が事業基本計画書を作成します。

《事業基本計画書の作成にあたってのポイント》

- I 対象となる提案が、養殖業の成長産業化を実現するための研究開発テーマに沿った養殖技術開発であることを示すこと。
- II マーケットイン型養殖経営を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものであることを示すこと。

(2) 事業基本計画書の認定

事業基本計画書は、「技術開発部会」で認定を受ける必要があります。事業基本計画書が認定されれば、この計画を水産庁長官に申請し承認を得、事業の準備をすることになります。承認までの過程で、「技術開発部会」からの指摘事項に基づき事業基本計画書の修正をお願いすることがあります。

助成対象経費については、養殖業成長案業化提案公募型実証事業公募要領をご参照ください。

《技術開発部会とは？》

応募された事業基本計画書の評価・認定及び認定され実施される事業の進捗管理を適切に行うための機関です。養殖業に関連する科学技術・社会経済分野に精通した学識経験者により構成され、委員については、(一社)マリノフォーラム21代表理事会長がこれを委嘱します。

(3) 助成金の交付申請手続き

手順(2)の手続きが完了したら、助成金の交付時期や金額に関する申請を行います。なお、助成金の支払は原則として事業終了後の精算払となります。

※事業実施者からの請求により、必要があると認められる金額について概算払をすることができます。その際の請求は原則1年に1回とします。

(4) 事業の開始

手順(3)の手続きが完了したら、事業開始となります。

(5) 事業変更について

事業実施中に事業内容や事業費が変更となった場合には、所定の手続きを行わなければなりません。所定の様式により、事業実施主体を通して水産庁に申請し承認を受けます。

(6) 事業の実施状況報告

年度ごとに事業の進捗状況を報告していただき、実施状況について水産庁へ報告します。技術開発部会の評価によっては事業期間が短縮されることがあります。必要な場合は、技術開発部会が指導及び助言を行います。

(7)精算報告

手順(6)の実施状況を報告していただく際に、精算報告をしていただき、助成金が支払われます。精算報告は、原則として年度毎報告となりますが、必要があると認められる金額について概算払をすることができます。

***** 上記、手順(6)～(7)については年度ごとに行います。*****

(8)実施報告

最大3年間の事業期間を終了した後は、実証結果報告ならびに最終精算報告をしていただき、事業の実施結果についてマリノフォーラム21を通じ、水産庁へ報告します。

4. お問い合わせ先

事業の実施や手続きに関するご相談

●事業実施機関

一般社団法人 マリノフォーラム21

所在地: 〒104-0032

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 はごろもビル5F

電話: 03-6280-2792 (9:30~17:00、土日祝日を除く)

F A X: 03-3555-8850

E-mail: aqua@mf21.or.jp

事業の概要に関するご相談

水産庁増殖推進部栽培養殖課

所在地: 〒100-8907

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

電話: 03-3502-0895